厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

令和５年度　水道技術管理者研修

～ 官民連携の推進について～

厚生労働省健康・生活衛生局水道課水道計画指導室　室長補佐　井元康文

令和５年11月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日の説明内容

1. 官民連携の推進について

2. ウォーターPPPについて

3. 民間提案について

4. 官民連携に関する支援について

官民連携の必要性について

・人口減少や施設の老朽化の増大が顕著となり、ヒト・モノ・カネが不足。
・各水道事業の**基盤強化**を図るため、水道の基盤を強化するための基本的な方針（R元.9.30告示）では**3つの柱**が示されている。
・官民連携はそのうちの1つ。

基本方針に示された基盤強化の３本柱
1．適切な資産管理（アセットマネジメント） 収支の見通しを作成・公表し、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。
2．広域連携の推進 人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携を推進する。
3．官民連携の推進 民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

官民連携を進める上での留意点

・「官民連携」を進めるにあたっては、メリット・デメリットをよく検討する必要がある。
・「官」にとって、技術職員の採用数の減少を補うために「民」に委託する場合が増えてきている。
・しかし、**人材不足は「民」も同様。**

	メリット	デメリット
官　側	・人材不足を補える ・民のノウハウによるコスト低減	・新たなスキーム検討にマンパワーが必要 ・官の技術が継承されないことへの不安
民　側	・民の技術力による社会貢献	・民側の人材不足に対する不安

今後の官民連携は……

「官」が業務を発注する際、「民」が入って行きやすい**工夫**が必要

【工夫例】
・**広域連携**や**他分野との連携**により**事業スケールを確保**する
・**個別契約**から**包括的委託**へシフトすることで**事業スケールを確保**する
・**長期契約**とすることで、**民における雇用を確保**する
・**性能発注**を**徹底**することで（ex.オペレーターの常駐人数を縛らないなど）**民の自由度を最大限確保**する

各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲

<table>
<tr><td rowspan="2">官民連携手法</td><td colspan="4">ＰＦＩ（コンセッション方式）
【事業経営】
施設の設計・建設（Design-Build）　施設の運転・維持管理（Operate）
＋
料金の設定・収受※）
※）条例で定められた範囲に限る。</td></tr>
<tr><td>ＰＦＩ（従来方式）
施設の設計・建設（Design-Build）　施設の運転・維持管理（Operate）
ＤＢ又はＤＢＯ方式
施設の設計・建設（Design-Build）　施設の運転・維持管理（Operate）
一般的な業務委託（個別・包括委託）
水道法による第三者委託
施設の運転・維持管理（Operate）
←→ ＰＦＩ（民間による資金調達）</td></tr>
<tr><td colspan="2">契約期間</td><td>3～5年が一般的</td><td>5～20 年程度</td><td>20年程度</td><td>20年以上が一般的（他分野の例）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">メリット</td><td>水道事業者</td><td>・専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用</td><td colspan="2">・性能発注による民間のノウハウの活用
・業務遂行のための人材の補完
・長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減
・ＰＦＩでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能</td><td>・民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善
・技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保・育成、技術の承継
・民間の資金調達・運営権対価による財政負担の軽減</td></tr>
<tr><td>民間企業</td><td>・運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能</td><td colspan="2">・性能発注による裁量の拡大</td><td>・事業経営への参画が可能
・事業運営についての裁量の拡大
・一定の範囲での柔軟な料金設定
・抵当権の設定による資金調達の円滑化</td></tr>
</table>

各官民連携手法（管路ＤＢ）

・管路工事において、**設計**（**Design**）と**施工**（**Build**）を**一括発注**することにより、発注者（水道事業者）と受注者（請負業者）の双方の業務の効率化を図ることを目的とする。

【参考】全国の管路ＤＢ事例：２９件（令和３年度時点）

従来方式

① **詳細**設計（直営or委託）
② 入札準備、契約
③ 請負業者に発注
　・**試掘による設計図の見直し、再設計**
　・工事実施
　・竣工
④ **工事精算**

管路ＤＢ

① **概算**※1)設計（直営or委託）
② 入札準備、契約
③ 請負業者に発注
　・**請負業者による詳細設計**※2)
　・工事実施
　・竣工
④ 工事精算

※）今年度、厚生労働省において管路DBに関する先行事例調査（20事例程度）を行う予定です。
（該当する事業者においては調査にご協力いただきます様、よろしくお願いします。）

※1) 発注者は概算設計のみ行うため、設計・積算に要する手間を大幅に削減することが可能。
※2) 請負業者による試掘後の発注者の再設計は不要。

各官民連携手法（ＰＦＩ事業事例）

寒川浄水場排水処理施設特定事業（神奈川県企業庁）

【特徴】
老朽化した施設の更新において、民間企業が施設の設計、建設、維持管理、運営、脱水ケーキの再生利用を実施。

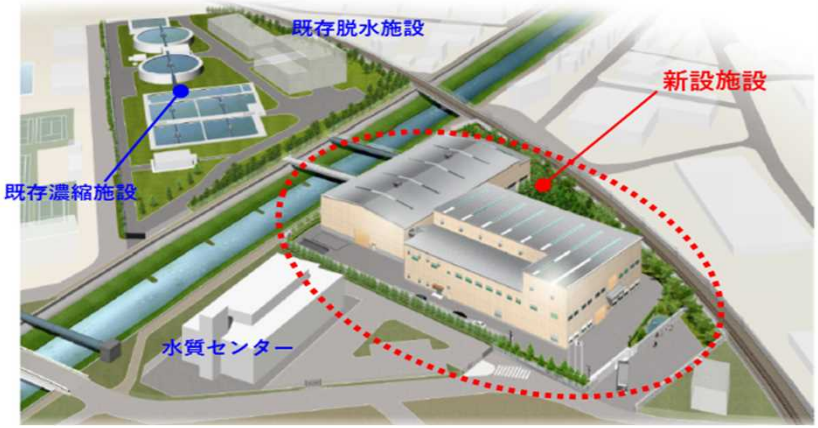

朝霞浄水場・三園浄水場　常用発電設備等整備事業（東京都水道局）

【特徴】
常用発電設備（コージェネレーションシステム）を民間企業が 建設・運営。

川井浄水場再整備事業（横浜市水道局）

【特徴】
浄水場施設全体の 更新と運営・管理。
国内最大の膜ろ過施設。太陽光発電も併設。

上ヶ原浄水場再整備等事業（神戸市水道局）

【特徴】
位置エネルギーを最大活用するため場内の水道施設を抜本的に配置変更。←送水を含む浄水過程全てが自然流下に。

水道施設運営権者の業務範囲について

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

水道事業

水道事業の全体方針の決定・全体管理

- 経営方針の決定
- 議会への対応、条例の制定
- 認可の申請・届出
- 供給規程の策定
- 給水契約の締結
- 国庫補助等の申請
- 水利使用許可の申請
- 指定給水装置工事事業者の指定

等

施設の整備※1

- 水道施設の更新
- 水道施設の大規模修繕
- 水道施設の増築

等

施設の管理

- 水道施設の運転管理
- 水道施設の維持・修繕、点検
- 給水装置の管理
- 水質検査

等

営業・サービス

- 料金の設定・収受※2
- 料金の徴収
- 水道の開栓・閉栓
- 利用者の窓口対応

等

危機管理

- 災害・事故等への対策
- 応急給水
- 応急復旧
- 被災水道事業者への応援

等

水道施設運営権者 実施可能範囲

※1：運営権を設定した水道施設の全面更新（全面除却し再整備）は除く

※2：条例で定められた範囲での利用料金の設定・収受に限る

ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和５年改定版）の概要

内閣府
（PPP/PFI推進室）

・新たに、**重点分野**※1)において10年間で具体化を狙う**事業件数10年ターゲットを設定**。

・**ウォーターPPP等**、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

※1) 重点分野：空港、**水道**、下水道、道路、スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間（令和４年度～令和８年度）

昨年設定

５年件数目標

重点分野合計 **７０件**

（コンセッション中心）

アクションプラン期間 １０年（令和４年度～令和13年度）

新たに設定

事業件数１０年ターゲット

重点分野合計 **５７５件**

（コンセッションを含む多様な官民連携）

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速

コンセッション
6 事業が運営開始

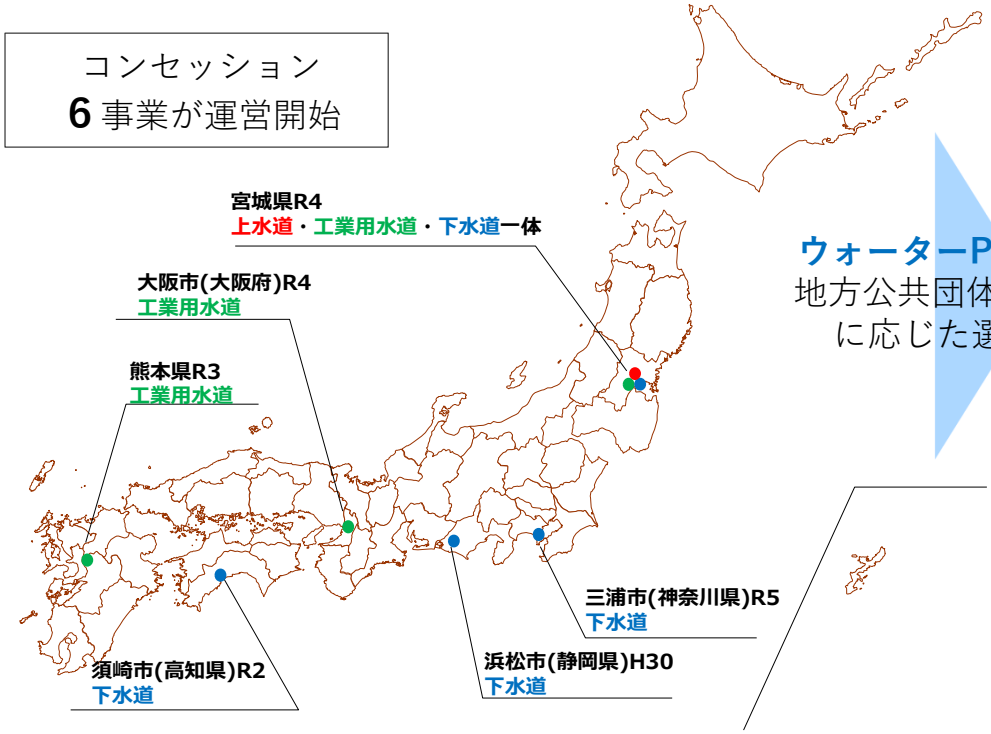

ウォーターPPP導入による
地方公共団体等のニーズ※2)
に応じた選択肢の拡大

分野名	事業件数10年ターゲット〈ウォーターPPP〉
水道	**100件**
下水道	100件
工業用水道	25件

＜ウォーターＰＰＰ＞
コンセッションの他、**コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式**として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

※2) 地方公共団体等のニーズ：
例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までは必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

（参考） 新たな官民連携方式「ウォーターＰＰＰ」

内閣府
（PPP/PFI推進室）

・水道、工業用水道、下水道について、ＰＰＰ/ＰＦＩ推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式**）を公共施設等運営事業と併せて「**ウォーターＰＰＰ**」として導入拡大を図る。
・**国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。**
・地方公共団体等のニーズに応じて、**水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能**である。なお、**農業・漁業集落排水施設、浄化槽、 農業水利施設を含めることも可能**である。
・関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

［管理・更新一体マネジメント方式の要件］

①長期契約（原則10年）、 **②性能発注**、 **③維持管理と更新の一体マネジメント**、 **④プロフィットシェア**

ウォーターPPP

公共施設等運営事業（コンセッション）［レベル４］

- 長期契約（10～20年）
- 性能発注
- 維持管理
- 修繕
- 更新工事
- 運営権（抵当権設定）
- 利用料金直接収受

上・工・下一体：**1**件（宮城県R4）
下水道：**３**件（浜松市H30、須崎市R2、三浦市Ｒ５）
工業用水道：**２**件（熊本県R3、大阪市Ｒ４）

管理・更新一体マネジメント方式［レベル３，５］ 新設

- 長期契約（原則10年）*1
- 性能発注*2
- 維持管理
- 修繕
- 【更新実施型の場合】更新工事
- 【更新支援型の場合】更新計画案やｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ（CM）

*1管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。

*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。

管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による民間委託［レベル１～３］

- 短期契約（3～5年程度）
- 仕様発注・性能発注
- 維持管理
- 修繕

水道：1,400施設
下水道：552施設
工業用水道：19件

生活基盤施設耐震化等交付金のPPP/PFI導入の民間提案の要件化について

PFI推進会議（会長：内閣総理大臣）で決定したPPP/PFI推進アクションプランに基づき、R6年度以降の交付金の交付を要望する水道事業者等においては、**一定規模以上の水道整備において、PPP/PFI導入に関する「民間提案」を求めることが必須**になりますので、ご留意願います。

対　象

・**現在給水人口10万人以上**の水道事業者（用供の場合は供給する先の現在給水人口10万人以上）

・**全体事業費が10億円以上**と見込まれる水道整備事業（R5年度以前に詳細設計着手済みの事業等は除く）

上記の２条件を満たす場合に「生活基盤施設耐震化等交付金」の交付を要望する水道事業者等においては、PPP/PFI導入（コンセッション、PFI、DB、DBO、DBM等）に関する民間提案を求めることが必須になり、**民間提案があった場合は提案の採否を検討する必要**があります。

民間提案の求め方

水道事業者等が交付金を受けるためには、事業実施の前年度の４月１日までに次の措置が必要です。

１．提案窓口を設置

水道事業者のHP等において、PPP/PFI導入の提案窓口に関する情報を掲載すること。自治体（一般部局）が設置する窓口でも構いません。

２．事業見通しの公表

事業見通しに相当する情報が、水道事業ビジョンや経営戦略などに含まれている場合は、これらをもって事業見通しを公表済みと見なせます。

民間提案に係る交付金交付の流れ（R6年度の交付要求の事例）

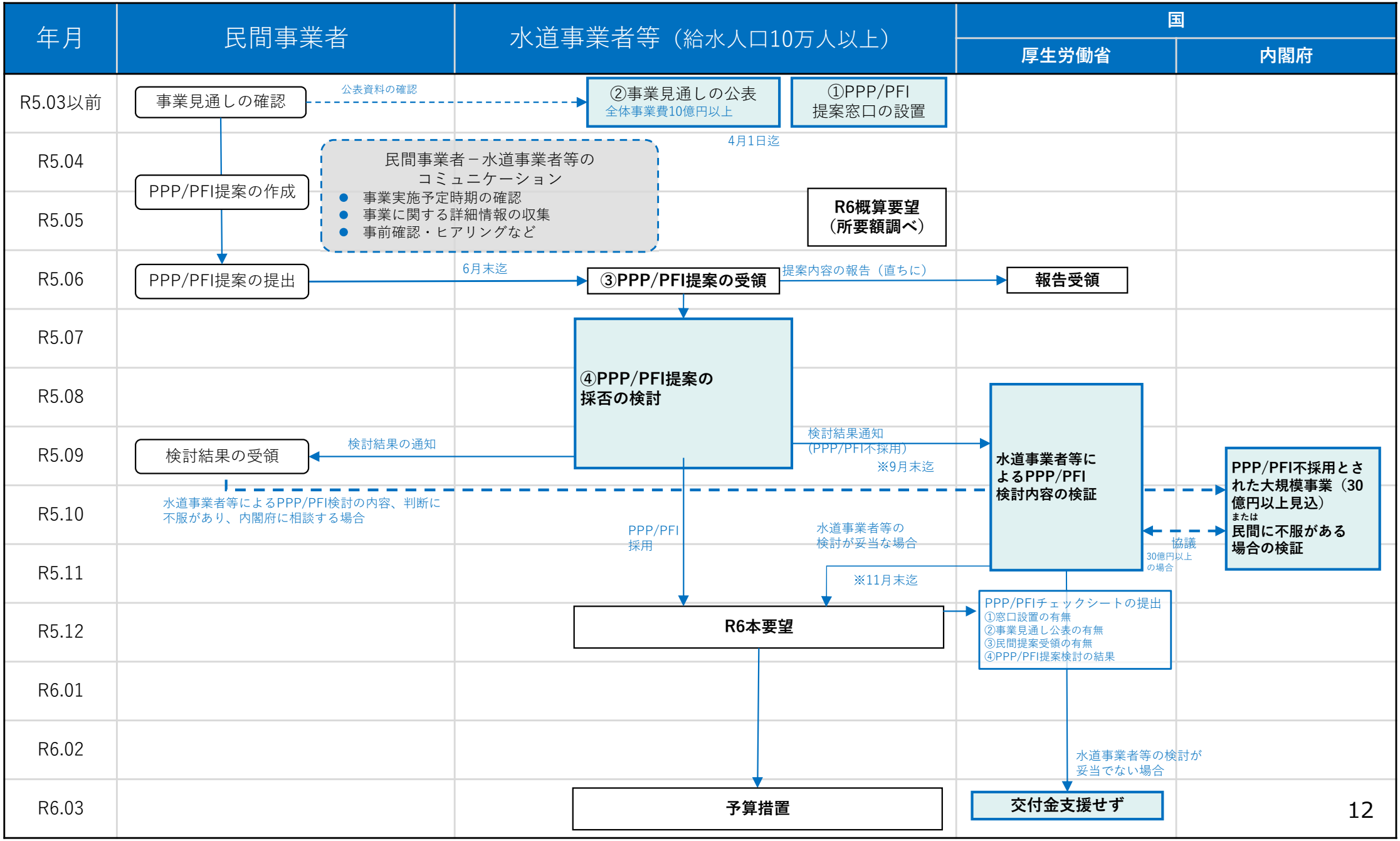

官民連携の推進に関する財政支援

・水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業については、「生活基盤施設耐震化等交付金」のうち、**官民連携等基盤推進事業**で**支援**しているところ

生活基盤施設耐震化等交付金

事業名	採択基準（抄）
官民連携等基盤強化推進事業	水道事業における**官民連携の導入**に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業とする。 なお、**令和10 年度までの時限事業**とする。

交付率

・**公共施設運営権事業**（**コンセッション**）を**含めた PFI を導入**するために行う事業にあっては**定額補助**（補助上限 **5,000 万円**）

・上記以外の場合は交付率 **1／4**

水道分野における官民連携推進協議会

水道事業者等と民間事業者との連携を促進することを目的とし、全国各地で「官民連携推進協議会」を開催している。

令和5年度の開催予定

	開催時期	開催地
第１回	７月20日（木）	福島県郡山市
第２回	９月６日（水）	鹿児島県鹿児島市
第３回	10月25日（水）	愛知県名古屋市
第４回	12月上旬予定	大阪府

令和４年度の開催実績

R４	開催地	参加団体数		参加者数
		水道事業者等	民間事業者	
第1回	山形県	11団体	32団体	89人
第2回	福岡県	14団体	35団体	102人
第3回	茨城県	9団体	31団体	85人
第4回	三重県	14団体	44団体	130人

令和5年度の実施内容

○厚生労働省及び水道事業者等の取組の発表

・官民連携に関する取組紹介
- ➢ 官民連携の推進について
- ➢ ウォーターＰＰＰに関する取組等について

（厚生労働省・経済産業省）

・ウォーターＰＰＰ類似案件の事例紹介
- ➢ 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託（茨城県守谷市）
- ➢ 荒尾市水道事業の包括委託（熊本県荒尾市）　など

・コンセッション事業の事例紹介
- ➢ 大阪市工業用水道特定運営事業等
  （みおつくし工業用水コンセッション株式会社）

○フリーマッチング

水道事業者等と民間事業者が個別に対面し、自由に意見交換を実施。
- └・官民連携における取組・提案
- ・水道事業者が抱える課題への対応方策